

わた SHIGA 輝く 国スポ甲賀市遺失物・拾得物取扱要項

1 目的

この要項は、遺失物法（平成 18 年法律第 73 号）に基づき、「わた SHIGA 輝く 国スポ」において、わた SHIGA 輝く 国スポ・障スポ甲賀市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が管理する競技会場、練習会場および駐車場等（以下「競技会場等」という。）において、遺失物および拾得物の届出があった場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2 取扱いおよび保管

- （１）遺失物および拾得物の届出先は、競技会場等に設置する受付案内所で実施し、受付案内担当がその取扱いおよび一時保管を行う。
- （２）受付案内担当は、その日の業務終了までに遺失者が判明しない場合は、その拾得物を総務担当に引き継ぐものとする。
- （３）総務担当は、引き継いだ拾得物を盗難、紛失等の事故がないよう、あらかじめ定められた保管場所へ保管する。ただし、貴重品については、速やかに市実行委員会へ引き継ぐ。
- （４）競技会終了後の遺失物および拾得物の取扱いは、市実行委員会において行う。

3 届出の処理

- （１）拾得物の届出を受けた場合は拾得物受理書（様式第 1 号）に必要事項を記入の上、拾得者に対して拾得物受理書（控え）（様式第 2 号）を交付するとともに、拾得物一覧簿（様式第 3 号）に記入し、拾得物に拾得物個票（様式第 4 号）を貼付し、一時保管する。
- （２）遺失物の届け出を受けた場合は、遺失物届出書（様式第 5 号）及び遺失物一覧簿（様式第 6 号）に必要事項を記入の上、拾得物一覧簿（様式第 3 号）と照合し、該当する物件がない場合は、遺失者に対して、甲賀警察署へ届け出るよう説明する。

4 遺失物の返還および拾得者への通知

- （１）遺失者に遺失物を返還する場合は、運転免許証等で遺失者本人であることを確認するとともに、遺失物受領書（様式第 7 号）を作成し、署名を受ける。
- （２）遺失者の代理人に遺失物を返還する場合は、委任状（様式第 8 号）を受理した後に、運転免許証等で遺失者の代理人であることを確認するとともに、遺失物受領書（様式第 7 号）を作成し、署名を受ける。
- （３）拾得者が報労金請求権等を取得した場合は、市実行委員会が拾得物返還通知書（様式第 9 号または様式第 10 号）を作成し、拾得者に通知する。

5 拾得物の引継ぎおよび警察署への提出等

- (1) 総務担当は、競技会終了までに遺失者が判明しない場合は、拾得物を市実行委員会に引き継ぐ。ただし、拾得の翌日から起算して7日以内に甲賀警察署に引き継ぐ必要があるため、この時期を失しないように留意する。
- (2) 市実行委員会は、総務担当から引き継いだ遺失者が判明しない拾得物を、拾得の翌日から起算して7日以内に、拾得物届出書（様式第11号）を添えて甲賀警察署に引き継ぐ。
- (3) 市実行委員会は、拾得物を甲賀警察署に引き継いだ後に、遺失の申し出があった場合は、甲賀警察署に引き継いだ旨を伝えるとともに、遺失の申し出があった旨を甲賀警察署に伝える。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、遺失物・拾得物の取扱いに関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における遺失物・拾得物の取扱いについても、必要に応じてこの要項を準用する。

附則

この要項は、令和6年4月26日から施行する。